

SAPビジネスへの扉をひらく

ECH ABAP新人研修



「TECH ABAP新人研修」とは

SAPのユーザ企業やインテグレーターに入社された新入社員の方、他のシステムの開発や導入に従事していたがキャリアチェンジでSAPの習得を目指す方、などこれからSAPの世界に飛び込む方々が、SAPの基本モジュールの概要と開発言語の基本を習得するための基礎研修を提供しています。
現場へ出るための準備を行う1か月間の集中研修です。



コースの概要

- コース名：ECH ABAP新人研修
- 参加費用：31万円（税別）
- 実施期間：平日18日間
- 講義時間：9:30～17:30（適宜休憩あり）
 - ※最大19:00まで時間外サポートあり
 - （コンポーネント入門期間中は18:00まで）
- 受講方法：集合、リモート（※お申込時にご指定ください）
- ご持参いただくもの：SAP GUI導入済のPC、筆記用具
- 完了時提出物：日報（受講生から提出）、完了報告書
- 会場：ECH本社セミナールーム
東京都港区芝5-31-10 サンシャインビル7F

お申込みはホームページから申込書をダウンロードしていただき、
eigyou@echwf.comまでご送付ください。

コースの特徴

- ABAP開発に必要なとなる基礎的な技術に加え基本コンポーネントの操作を習得することで即戦力のサブスタッフになれるよう学習を進めます。
- 各章の理解をハンズオンにより確認、補助講師陣が知識の定着をサポートします。
- 日報により習得状況の確認と状況に応じて進捗を支援いたします。
- 研修終了時には管理者の方に研修報告書を提出、演習を通じた理解度の確認など講師陣が気づきをコメントいたします。
- リモートでの受講環境もご用意しています。

コースの詳細

コンポーネント入門（3日間）

ログインの仕方からSAPの基本となる5つのモジュールの概要と操作を習得します。
各伝票の相関関係を理解し自力で一連の伝票登録ができることを目指します。

在庫在庫管理
MMモジュール

購買依頼

購買発注

入庫

請求書照合

保管場所間転送

プラント間転送

販売管理
SDモジュール

受注

出荷

請求

生産管理
PPモジュール

製造指図発行

部品/原材料
払出

作業完了
確認

完成品入庫

財務会計
FIモジュール

会社コード

伝票転記

債権債務
計上

入出金処理

管理会計
COモジュール

管理領域

原価センタ

原価要素

実績転記

コースの詳細

ABAP講習（全15日間）

ABAPプログラミング基礎（11日間）

SAP GUIを使用したABAP開発環境の基本操作を学びます。

（ABAPワークベンチ、リポジトリブラウザ、パッケージと移送、トランザクションコード割当、ABAPディクショナリ、基礎的なABAP命令、選択画面定義、メッセージ出力、バリエーションの作成、構造と内部テーブル、オープンSQL、フィールドシンボル、汎用モジュール、ファイル操作、バッチインプット、BAPI、ALV）

標準ソフトウェアの拡張とパフォーマンス分析（0.5日間）

拡張構文チェック、実行時間分析を使用したプログラム分析手法を学びます。

ABAPディクショナリの紹介（0.5日間）

入力チェック機能、ビューや検索ヘルプの作成などABAPディクショナリの便利な機能を学びます。

総合演習（1日間）

演習問題に取り組んでいただき、サンプルコードを解説します。

S/4HANA主な開発機能（2日間）

__ABAP7.4によるコーディングとFiori、CDSビュー、新SQLの機能を解説します。

2023年度コース日程

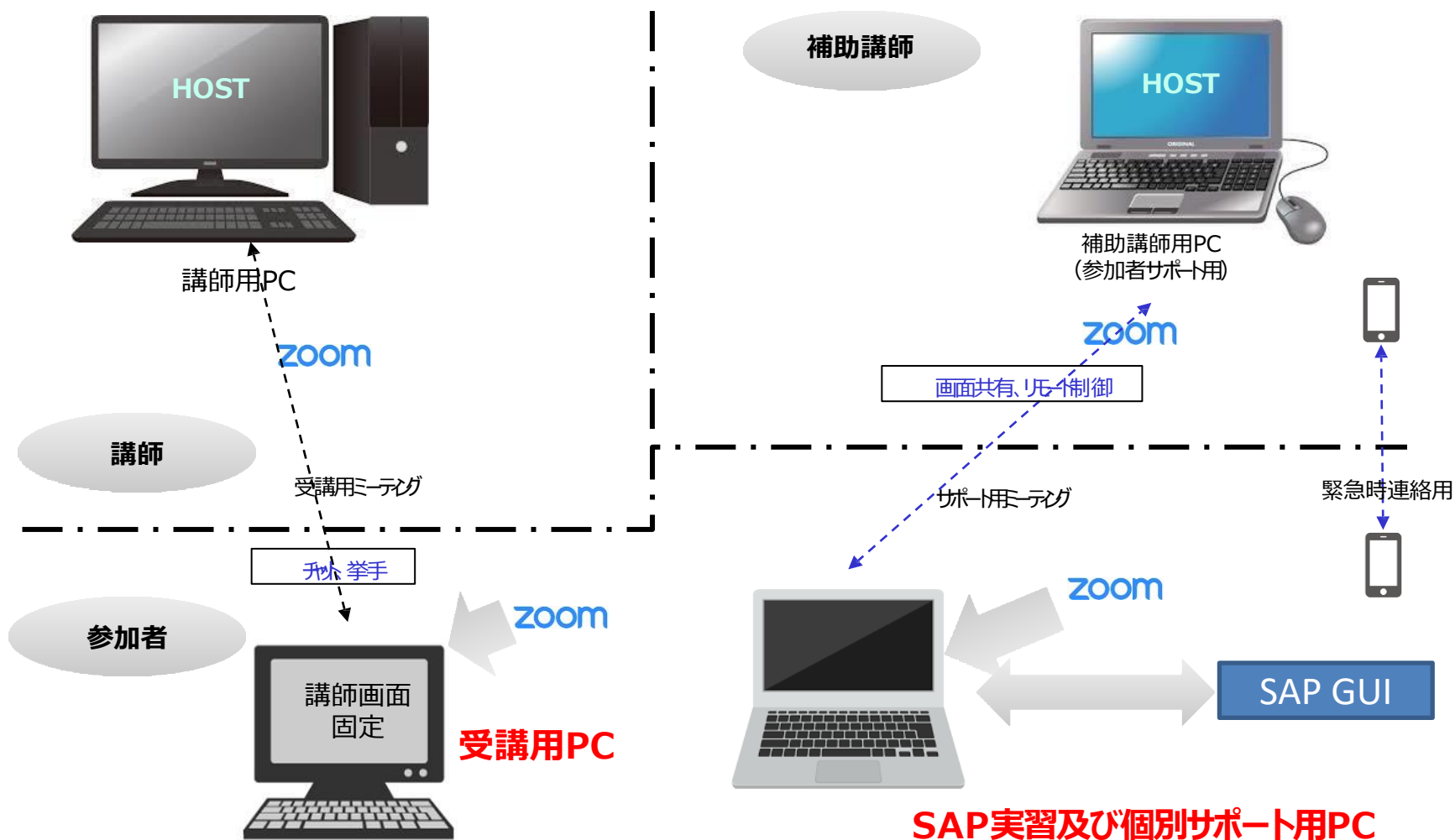
月	火	水	木	金	土	日
1月						
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					
2月						
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					
3月						
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		
4月						
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
5月						
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				
6月						
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

月	火	水	木	金	土	日
7月						
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						
8月						
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			
9月						
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	
10月						
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
11月						
30	31	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			
12月						
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

- 1月コース 1/10～2/2
- 3月コース 3/1～3/27
- 5月コース 5/8～5/31
- 6月コース 6/5～6/28
- 7月コース 7/3～7/27
- 9月コース 9/4～9/28
- 10月コース 10/2～10/26
- 11月コース 11/1～11/28

リモート受講方法について

Zoomを使用したリモート受講環境を用意しております。
集合形式で受講されていた方でもご事情によりリモート受講に切り替えることが可能です。
サポート用PCは弊社よりお貸出しも可能です。（別途有償）



人材開発支援助成金のご案内 (特定訓練コース)

(一般的な中小企業を一例として記載しております
ので必ずしもこのとおりに支給されるわけではありません。
必ず以下リンクページご確認ください)

引 用

厚生労働省 人材開発支援助成金活用のご案内

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

新人研修の助成金支給の流れ

株式会社 ECH

各種研修
ご提供

受講料金お支払い

お客様

助成金申請

助成金支給

都道府県労働局
(一部ハローワークでも対応)

注意事項

助成金の受給は適正な労務管理が必要な為、必ずしも支給が保障されているものではありません。また本資料はすべての支給条件を満たした場合の本研修に対しての支給例を記載しているにすぎませんので、実際に申請される際には、管轄の窓口にて詳細をご確認ください。

ECHが研修実施、その費用が政府からの助成金として貴社に振り込まれます。

人材開発支援助成金を活用できる事業主の条件

■雇用保険適用事業所の事業主であること

■労働組合などの意見を聴いて、事業内職業能力開発計画およびこれに基づく年間職業能力開発計画を作成し、その計画の内容を労働者に周知していること

■職業能力開発推進者を専任していること

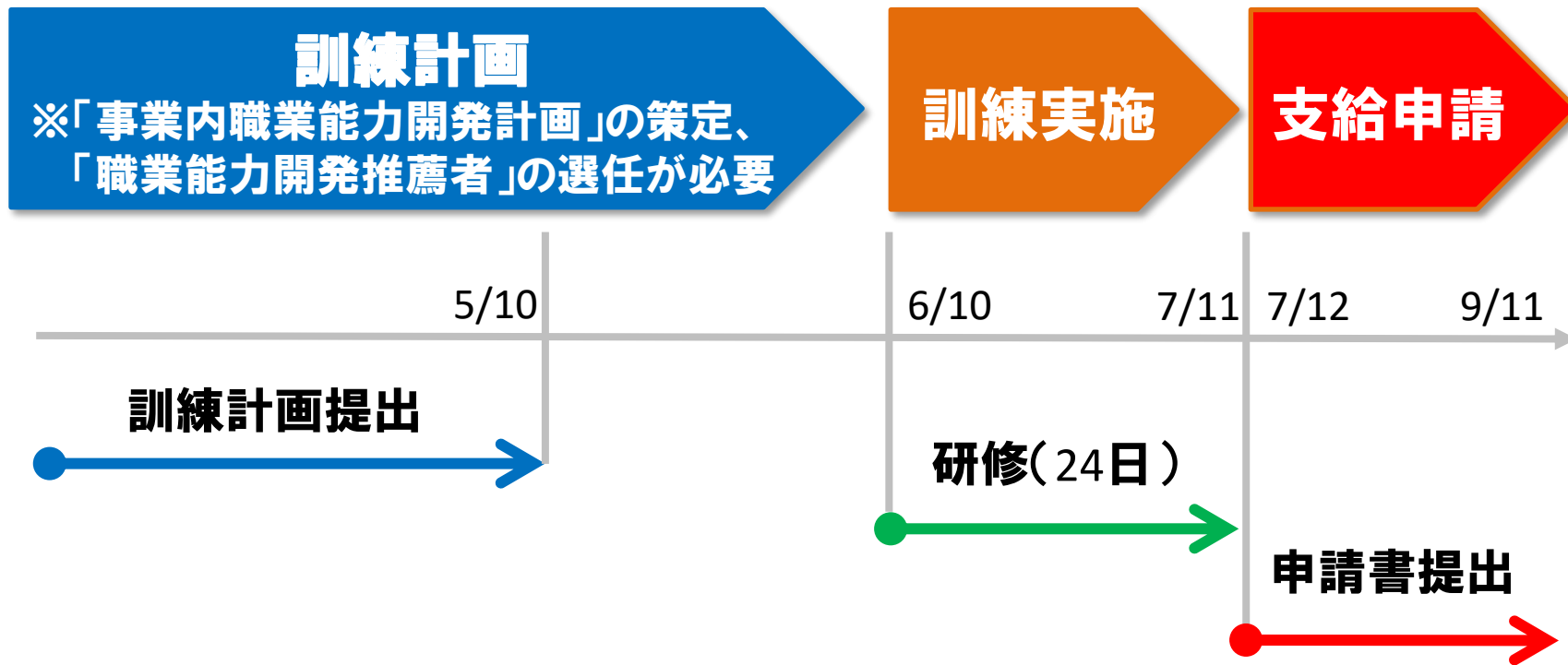
■年間職業能力開発計画または制度導入適用計画届の提出日の前日から起算して6ヶ月前の日から支給申請書の提出日までの間に、当該計画を実施した事業所において、雇用する被保険者を解雇等事業主都合による理由で一人も離職させていない事業主であること

■従業員に職業訓練などを受けさせている期間中も、所定労働時間労働した場合に支払う通常の賃金の額を支払っていること

■支給対象経費を事業主が全額負担していること

■それぞれのコースの訓練実施計画届を作成していること

人材開発支援助成金受給申請の手順例 (6月受講の場合)



訓練計画は届出事業所の所在地を管轄する労働局に訓練開始日から起算して1ヶ月前までに提出する

例・・・訓練開始日が6月10日の場合、その1か月前の5月10日が訓練開始日の1ヶ月前ということで5月10日までとなります。

※申請書は訓練終了日の翌日から起算して2ヶ月以内の提出が必須です。

人材開発支援助成金 特定訓練コース(若年人材育成訓練)の概要

雇用契約締結後5年以内で35歳未満の若年労働者に対する訓練を実施した場合に助成が受けられる訓練コースです。

■訓練対象者

正社員雇用契約締結後5年以内かつ35歳未満の雇用保険の被保険者
※派遣対象者、有期雇用の契約社員は対象外です。

■基本要件

- ・off-JTにより実施されていること
(事業主自ら企画・実施する訓練、または教育訓練機関が実施する訓練)
- ・実訓練時間が10時間以上であること

※off-JTとは・・・(off the Job Training)
通常の業務を離れて行う職業訓練のこと

特定訓練コースの経費助成率引き上げ拡充について

■助成内容

「若者雇用促進法」に基づき、若者の雇用管理の状況などが優良な企業として厚生労働大臣に認定された認定事業主が人材開発支援助成金の「特定訓練コース」を申請した場合、経費助成率が30%から**45%**へ引き上げられます。(生産性要件満たす場合は**60%**)

※訓練計画提出時までには認定されている場合に限りです。

認定企業となるためには、各都道府県労働局へ別途申請が必要です。

若者雇用促進法に基づく認定制度の詳細については、以下のURLをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html>

面倒な職業訓練計画の策定、コンサルティング、労働条件の整備、奨励金の申請の事務については、専門社会保険労務士をご紹介します事も可能です。その際は予め早期にご連絡頂けますようお願い致します。報酬は通常成功報酬型で2割程度です。

特定訓練コースの経費助成金支給額例

■助成内容・・・若年雇用促進法に基づく認定事業主の場合

◆特定訓練コース

off-JT①経費助成・・・訓練に要した経費の45%

訓練時間が100時間以上200時間未満の
場合は上限30万円。

よって当研修経費は31万円×45%=139,500円

②賃金助成・・・受講者1人1時間当たり760円

(760円×126h=95,760円)

合計(①+②)で235,260円

※さらに生産性要件を満たす場合、助成率が45%から60%に割増、賃金助成も960円/時に増額
されます。詳細は以下のパンフレットをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000203893.pdf>

上記は平成30年4月1日時点の資料です。最新情報は厚生労働省 人材開発支援助成金をご確認ください。

※厚生労働省 事業主の方のための雇用関係助成金

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

上記はあくまでも一例での概算であり、各企業ごと当助成の対象かどうか、上記助成額が適用
されるか異なります。貴社にて助成金制度をご確認ください。

お問合せ先

営業部 荒井 arai@echwf.com 090-9155-5862
萩原 hagiwara@echwf.com 090-6312-0190

ホームページ

総合案内 <http://www.echwf.com>
エデュケーションサービス案内 <http://www.echwf.com/education>